

琵琶湖部会・第1回作業検討会の結果報告

1. 日 時: 平成16年10月27日 14:00~18:40

2. 場 所: 滋賀県立琵琶湖研究所 会議室

3. 参 加 者: 中村委員、寺川委員、藤井委員、松岡委員 — 計4名

4. 議事概要:

① 環境について

- ◆ ダム WG ではダム関連が中心であり、ダム必要性の有無の議論を先行させている。環境の議論、特にダム建設が琵琶湖の環境に及ぼす影響に関する議論はほとんどされておらず、その議論をどの場でどの様に行うのか明確にする必要がある。
- ◆ 琵琶湖に対する環境関連調査は河川管理者サイドが極めて限定的にとり組んだ結果の簡単な報告があったものの、議論の材料も乏しく、議論を行う場の設定や議論の仕方についても意見書が求めているものから距離がある。委員会における環境調査および検討は、とりあえず河川管理者サイドが調査し、情報を整理して委員会に情報を提供するというプロセスをとらざるを得ないと思われるが、そうすれば事業主体が事業の環境に与える影響を評価するという従来型の環境アセスメント手法の枠を越えられない。その弊害を克服する意味で意見書の中には客観的・中立的に琵琶湖への長期的な影響を判断するための「科学者パネル」の設置が必要としてあるが、その点に関して河川管理者がどのようなとり組みをしているのか、あるいはしようとしているのかが委員会にきちっと伝わっていない。非公式には「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」の「姉川・高時川河川環境ワーキンググループ(仮称)」がその「パネル」に相当するかの情報があるが、両者の関係やそのワーキンググループが「パネル」として委員会で求める役割を果たす(委員会サイドとしても河川管理者に「パネル」の詳細について意見としてとりまとめていることも問題)ものなのか、そうでないのか、が明らかでない。少なくとも委員会で行われた報告(9/11、第2回3ダムサブワーキング)については簡単な概況報告という理解がされており、議論もされていないわけであるからこの点に関しては至急課題を整理し、方針を決め、現委員会での対応が困難な場合は新委員会への引継ぎの方法を明らかにする必要がある。具体的には少なくとも以下の3点について決めておく必要がある。

- (1) 調査の体制(上記「科学者パネル」設置の是非や方法、設置する場合のメンバー構成、委員会と「パネル」との関係、既存研究機関の役割など)
- (2) 調査の方法(現計画策定に当たっては、他の目的で収集されたデータの整理と解析をもって「影響はほとんどない」というものであった。2004年初頭、この課題に直接関わるデータ収集を目的とする調査を河川管理者サイドが初めて行ったが、調査の方法が適切なものだったのか等については議論されていない。またどの程度のデータを必要とする調査なのか等を明確にした「調査計画」が存在するものなのか否かも不明である。この点がまず整理される必要がある。)
- (3) 河川整備事業との関係(現時点ではダム建設の有無や建設される場合の規模などについては不明であり、その判断の材料を提供する一つの調査と言う位置づけになる。しかし、仮にダム建設が行われることになった場合には、このダムには「予見的に琵琶湖への影響を判断し、その対応を

ダム管理運営に適宜反映させる」という重要な課題が付随するということになる。委員会議論のどの段階でこの問題を扱う必要が出てくるのか、こないのか、を念頭に事業との関係を整理する必要がある。）

② 利水について

- ◆ 「水需要の精査」の結果が報告されていないため、具体的な議論が出来ていないことは他の部会と同様である。
- ◆ しかし、委員会に提供された作業の中間報告、委員会宛てに意見として出された情報類、琵琶湖部会での意見書作成段階で整理した情報、などについて琵琶湖部会としてもう一度再確認する必要がある。
- ◆ 流域委員会では議論されていないが、滋賀県サイドより滋賀県の利水安全度低下に関する懸念が表明された（第33回委員会での治水対策説明資料、滋賀県提供資料）。これは、湖北地域の用水需要について水位低下を懸念する主旨である。流域委員会では、高時川の頭首工における農業用水の取水量との関係で、「農業用水がまだ足りない」という滋賀県の意見を河川管理者が、「原則としてダムを建設しないものとし、考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、・・・」という提言書の趣旨、および「これまでの水需要予測が実績に比べて課題であったこと、降雨量の変動の増大が渇水の危険性を高める恐れがある」という科学的根拠が出されていないこと、利水振替の同等性についての説明が必要であること」などの意見書の趣旨と、どう整合させていくのかは明らかになっていない。この点については、意見書（琵琶湖部会）の「3.2.a 滋賀県との連携」、「3.2.b 他部局、他省庁との連携」が重要で、現時点および今後の河川管理者の取り組みの計画について考え方を示していただきたい。連携の過程で、意見書（琵琶湖部会）の「1. 2. b. (2)水需要管理の立場に立って、・・・その予測を主体的に精査し、・・・」という基本方針を反映し、また、我が国の長期的な農業水利の展望と河川整備計画の基本的考え方を整合させていく必要があるという河川管理者に対する琵琶湖部会の見解は変わっていない。
- ◆ 上記の点に関しては、滋賀県は、利水安全度に小さいダムまで含めて水需要を高く設定している、取水量に関して最大量を用いて計算している（年に1回あるかどうかの最大取水量を計算に用いるのはおかしい）などの意見が委員から出されているが、こういった点に関しては委員会と当事者である滋賀県との間で共通の認識が形成されることが望ましいが、そういう意味で上記の「3.2.a 滋賀県との連携」の進め方は、河川管理者、琵琶湖部会の双方に課題としてそのまま残っている。
- ◆ 国交省は国の他部局あるいは自治体との連携を、委員会の意見を前面に押し出すかたちで進めていくことは出来ないし、当然そうある必要はない。しかし、委員会は、今回の河川法改正の趣旨を流域における関連する取り組み全てを視野に入れて検討を進めていく義務を負っているわけであるから、直轄事業以外は対象にしないと、滋賀県の農業利水は関知せずではその義務を果たすことはできない。河川管理者が直接的に意見を出すことが出来ない課題についても流域委員会としては積極的に関わりを持つ必要がある。上記は、委員会の刷新後も琵琶湖部会としてフォローしていくべき重要な課題である。

③ ダムWGでの議論について

- ◆ 琵琶湖部会関連のダムに関する議論はダムWGにおけるそれを中心として進められており、今後もその形態を踏襲する。現時点でのダムWGにおける主たる論点は、
 - ☆ 治水の検討は、対象降雨のとり方で洪水被害が大きく異なり結論が変わってくる。既往最大実績を基準とすることを提案しているダムWGと既往最大規模の降雨を採用している河川管理者との間で議論が続いている。
 - ☆ 天ヶ瀬ダム再開発については、琵琶湖の水位操作上必要と考えている。宇治川の鹿跳峡谷～塔の島地区の流下能力は大きくあった方が有利であり、この点を含めて河川整備として安全に流す手立てについて検討している。

- ◇ 琵琶湖の水位操作は抜本的に見直すべきだが、河川管理者サイドとしては、これまでの河川整備計画策定の歴史的経緯もあり、また積極的な検討に必要な様々な仮定条件とダム建設の有無との直接的な関係を懸念してか、現時点では水位操作の抜本的な見直しを行うことは困難であると報告している。しかし、委員会としては、総意として、水位操作の見直しの検討を引き続き河川管理者に求めている。

などである。上記を含め、琵琶湖部会の関連する様々な意見は、今後もダム WG に積極的に反映させる必要がある。

④ 琵琶湖の水位操作について

- ◆ 今回の流域委員会、琵琶湖部会の課題の中で最も中心的な位置づけになっているのが提言の「4-2(3)の2、琵琶湖の水位管理」、意見書(琵琶湖部会)の「2.1 琵琶湖の水位について」である。
- ◆ 現時点でとくに確認を必要としているのは、意見書の記述にある「2.1.1.(2) 琵琶湖の水位については、その変動は自然的なそれを基礎におき、可能なかぎりそれを尊重して行うことが必須である。そのためには、水位操作の規則の見直しはもちろん、琵琶湖周辺地域の土地利用の再検討が必要である。」、および「2.1.a.(2)水位についても流域全体の水需要の変化や新たな構造物の建設が引き起こす様々な影響を視野に入れたうえで、検討する必要がある。」という視点と、2.1.c.「瀬田川洗堰水位操作の具体的検討」である。後者については既に河川管理者による操作の試行が行われ、その情報提供が行われたが、ダムワーキングおよび上記の「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」の中で議論され、その一部は委員会に報告されているが琵琶湖部会においては十分意見の交換が十分行われていない。これは河川管理者サイドの問題ではなく琵琶湖部会サイドとして判断すべき問題と思われる。具体的には、
 - ◆ 8/19 のダム WG および 9/23 の拡大学習会において、現在の水位操作規則規定の前後で、琵琶湖の水位変動は明らかに大きな違いが見られ、できる限り自然に近い水位変動への見直しと制限水位(BSL)を±0cm とすることを提言している。
 - ◆ 河川管理者もできる限り自然に近い水位操作を実施しようとしているが、6/16(6/16 に-20cm の制限水位)前後において、大量の雨が降って大慌てで大幅調整した事例もあり、水位操作規則の運用ではかなり無理があると思われる。

などが現状認識の概要と思われる。河川管理者としては、実際に本格的な水位操作見直しの方向性を打ち出しているわけではない。

⑤ 意見書の基礎案および事業進捗への反映に関する意見について

繰り返しになるが、

- ◆ 昨年度作成した意見書に立ち返り、河川整備計画基礎案や事業進捗に意見すべきことは重要である。琵琶湖部会として河川管理者の検討不十分な事項を整理し、その点について言及して改善を求める部会としての姿勢が必要である。
- ◆ これまで部会等に提出された意見書の基礎案および事業進捗への反映に関する委員からの意見を取りまとめる必要がある。(本日意見書にそって議論した点:別紙-1 参照)

⑥ 一般傍聴者からの意見の意見書への反映について

- ◆ 既に上記で触れたが、利水に関して、委員会としては河川管理者からの利水の精査・確認待ちの状況にあり、もし委員会の最終報告書作成段階までに出てこない場合は新規利水をゼロとして取りまとめる方針が示されている。
- ◆ 一般から流域委員会、とくに琵琶湖部会に宛てた多くの意見に対しては、部会委員としても関心をもって協議の場に反映していることを確認し、かつその旨が伝わる様に努力する必要がある。

- ⑦ 整備シートに関する委員からの意見
別紙－2 参照

以上